

三重県指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、三重県指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年三重県条例第19号。以下「条例」という。）及び三重県指定障害児通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成25年三重県規則第64号）において規定するもののほか、指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準についての準用)

第2条 指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準は、この要綱に定めるものを除き、児童福祉法（以下「法」という。）に基づく指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成24年3月30日障発0330第12号 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）の規定を準用する。

(法第21条の5の15第3項第1号で定める者)

第3条 条例第3条においては、指定申請の際の欠格事由を規定した法第21条の5の15第3項第1号の「条例で定める者」を、法人である者としたものである。

(設備)

第4条 条例第10条及び第61条に規定する指導訓練室は、内法により測定した床面積の合計が利用定員一人当たり3㎡以上あるものとする。

2 条例第11条に規定する指導訓練室及び遊戯室の床面積は、内法により測定するものとする。

(非常災害対策)

第5条 条例第29条は、非常災害に際して必要な具体的計画の策定、関係機関への通報及び連携体制の整備、避難、救出訓練の実施等の対策の万全を期さなければならないこととしたものであり、関係機関への通報及び連携体制の整備は、火災等の災害時に、地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう従業員に周知徹底するとともに、日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえようような体制作りを求めることとしたものである。

また、条例第29条第1項に規定する「消火器、非常口その他の必要な設備」とは、消防法（昭和28年法律第186号）その他法令等に規定された設備を示しており、これらの設備を確実に設置しなければならない。

なお、同条項に規定する「非常災害の発生時の安全の確保のために必要な組織体制、行動手順、関係機関への通報及び連絡体制等を定めた具体的計画」とは、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）第3条に規定する消防計画（これに準ずる計画を含む。）及び風水害、地震、津波等の災害に対処するための計画をいい、この場合、障害計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法第8条の規定に基づき定められる者に行わせるものとする。

（その他）

第6条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行以前に指定を受けている施設（この要綱の施行後に増築又は全面的に改築された部分を除く）については、第4条は適用しない。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。